

第5章 子どもの貧困対策の推進

.....



第5章 子どもの貧困対策の推進

第1節 対策の背景と趣旨

1 国の取組

平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「旧大綱」という。)において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組が進められています。

具体的には、幼児教育・保育の段階的無償化をはじめ、児童扶養手当の多子加算額の倍増、児童扶養手当の全部支給の所得制限引上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちへの学習支援事業の創設等、教育の機会均等や生活の基盤強化に関する支援が行われています。また、「子供の未来応援国民運動」の推進や「地域子供の未来応援交付金」の創設等を通じ、地域における教育や福祉の関係者等の連携及びネットワークの形成を促進する取組が行われています。

しかし一方で、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しい状況にあります。また、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭より減少率が低く、また各地域で子どもの貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大しているとの指摘もあります。

このような状況の中、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。



2 本市の取組

(1) 取組の経過

本市では、国の旧大綱の制定を受け、子どもの貧困対策の推進に関して関係部局間の有機的な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するため、「子どもの貧困対策プロジェクトチーム」を平成26(2014)年10月10日から平成27(2015)年3月31日まで設置し、子どもの貧困に関する指標の設定や指標の改善に向けて平成27(2015)年度から取り組む施策について協議を行いました。その協議結果を平成27(2015)年3月に『『未来はかえられる』子どもの貧困対策プロジェクトチーム報告書』としてとりまとめました。

報告書では、本市が子どもの貧困対策として取り組むべき基本的な考え方として、これまで行ってきた子どもの関連施策をベースに、子どもの成育環境や保育・教育条件の整備、改善を図ることに加えて、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要度の高い子どもに対して優先的に施策を講じることを重要事項としています。

また、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたって、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、旧大綱に示された指標を参考に、本市の子どもの貧困に関する指標を設定しています。

子どもの貧困対策に関する基本的な考え方を踏まえ、報告書で設定した指標を改善することをめざして、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に示す方向性に基づき、必要な施策を展開しています。

(2) 『『未来はかえられる』子どもの貧困対策』の取組の総括

前述の4つの柱に沿って取り組んできた施策（事業）及び第3期計画での関連施策（事業）の主な取組状況は次のとおりとなっています。

① 4つの柱ごとの施策の取組状況

(ア) 教育の支援

□ 『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
ゆめ実現支援事業	奨学金に関する情報提供のため、年間19回の説明会を実施しました。また、個別相談会を実施し、奨学金の冊子を作成し配布しています。
小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	食育、外国語教育等、各校区の実態に応じて、必要な項目の連携カリキュラムの作成に取り組んでいます。
学校応援サポート	弁護士やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの助言を得て、課題のある子どもとその家庭への対応にあたっています。



実施施策（事業）	取組状況
教育センターにおける相談員の所内研修の開催	多様化する相談ニーズに対応するため、教育センターにおける相談員に対し所内研修を開催し、資質向上を図っています。
生活保護世帯に対する教育扶助の支給	生活保護世帯において、教育扶助が必要な場合に支給しています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
学力向上	6か年の学力向上施策の成果と課題を踏まえた第3次学力・体力向上3カ年計画（茨木っ子ジャンプアッププラン28）に基づき、教育活動の活性化を図っています。
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	配慮が必要な児童・生徒や家庭を福祉面で支援するため、社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカー（SSW）を中学校区に配置するとともに、教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラー（SC）を全小学校に配置しています。 SC・SSWは、関係機関への周知が進み、認識が高まったため連携が進んでいます。また、SCへの相談件数は更に伸び、需要は高まっています。
専門カウンセラーによる相談・指導	専門カウンセラーによる相談、不登校児童・生徒支援室（ふれあいルーム）を開設しています。 ふれあいルームでは、学校と連携し、一貫した支援を行うことができます。
就学援助	小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に、その費用を補助しています。中学校給食に対する援助を導入、入学にかかる支給額の増額及び支給時期の早期化を実施しています。
奨学金の支給	進学に必要な能力と意欲を持つ生徒が、家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、奨学金を支給しています。平成30(2018)年度入学予定者から、支給時期を入学前にし、一括支給しています。また、令和元(2019)年度入学予定者から、支給時期の早期化を実施しています。



(イ) 生活の支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
いのち・愛・ゆめセンター総合相談	相談者の立場に立った、きめ細やかな相談支援を行っています。また、ユースプラザとの連携により、子ども・若者のサポートや就労等の相談・支援を行っています。その他、学習・生活支援事業やユースプラザ、フードバンク等の社会資源へつなぐなど支援のネットワークを構築しています。 平成30(2018)年度は、大阪北部地震の避難所となったことで、避難所生活を送っている方のストレスや不安、今後の生活についての相談などにも対応しました。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進するため、平成29(2017)年度にこども健康センターと子育て支援総合センターに子育て世代包括支援センターを設置しました。妊娠届出時に利用者支援事業（母子保健型）専任保健師・助産師等が個別の支援計画（子育てプランシート）の作成、子育て支援情報の提供等を行い、関係機関と連携を図り妊娠期からの支援の充実に努めています。
つどいの広場連絡協議会、地域子育て支援センター会議及び研修会	地域子育て支援団体と連絡協議会等を通じて、定期的な会議を持つことで、政策課題の共有が図られています。 また、研修等を実施することで各団体の支援者の傾聴、相談の技量が向上し、支援の充実につながっています。
ひとり親自立支援員のスキルアップ	研修を受講することで、他の受講者との情報交換のほか、ひとり親支援施策に係る最新情報の入手が可能となり、ひとり親自立支援員のスキルアップにつながっています。
生活保護世帯に対する健康管理支援の実施	生活保護世帯において、健康管理支援が必要な場合に実施しています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、保護者の自立のための助言及び援助を行っています。
ショートステイ	レスパイトでの利用に対し、ほぼ対応でき、就学保障での送迎を実施しています。
トワイライトステイ	単発的な夜間の仕事になった場合に対応できました。
地域における子どもの居場所づくり	上中条青少年センターの自習室やラウンジなどでは、目的に応じて、小学生から中高生まで幅広い年齢層の利用がありました。また、多世代交流センターの学習室は子どもの利用が増加傾向にあります。さらに、東・西・南・北の市内4ブロックに、子ども・若者がホッとできる居場所としてユースプラザを開設しました。



実施施策（事業）	取組状況
子ども・若者の自立に関するネットワークの推進	<p>子ども・若者支援地域協議会に参画する様々な支援機関・団体の専門性を活かし、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行っています。支援者向けの手引きである「相談機関への道しるべ」の詳細版を作成するとともに、会議・研修を実施し、子ども・若者の支援者のスキルアップと連携強化を図りました。さらに、中学校卒業後の支援に着手しています。</p>
ひとり親家庭の相談・支援	<p>自立・就労に向け、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を適切に行うことができます。</p> <p>平成28(2016)年度から大阪弁護士会と委託契約を結び、ひとり親のための無料法律相談を実施するなど相談窓口の強化を図りました。</p> <p>また、ひとり親家庭の自立支援を図るため、自立支援プログラムの策定及びアフターフォローを行い、就労へつなげることができています。</p>
母子生活支援施設への入所受入	<p>母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、DV被害者の母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図っており、支援が必要となる母子に適切なサービス提供しています。</p>
学習・生活支援	<p>生活困窮世帯・ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習支援を実施しています。また、生活上の問題や進路選択（進学に要する費用や奨学金など）に関する各種相談に応じています。</p> <p>利用者が増え、学習意欲や生活習慣の向上など学習面・生活面において事業の効果がみられます。</p>
要保護児童対策地域協議会の強化	<p>要保護児童等に関する情報収集を行い、重症度・緊急性及び当面の支援方針を適切に決定することができました。また、定期的に支援方針を見直すことで、要保護児童等の台帳管理を適正に行うことができています。</p> <p>さらに、担当職員や関係機関のスキルアップを図るための研修を行いました。</p>
面前DVの防止及び被害者の支援	<p>DVに関する相談を実施し、相談者のニーズに応じて情報提供や支援を行っています。</p>
生活困窮者自立支援	<p>経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行っています。庁内関係各課や関係機関からの相談のつながりも多く、福祉の総合相談窓口としての認知度が向上しています。</p>



(ウ) 保護者に対する就労の支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
生活困窮者自立支援事業における就労支援（就労準備支援）	庁内においてハローワークの職員による就労相談の窓口開設を行う等の連携を行っています。対象者に障害者のほか、生活困窮者や生活保護受給者等、就労に課題を抱える方を加えています。
就職サポート事業	様々な就労阻害要因を抱える就職困難者に応じた支援を行うため、子育て世代向け就労支援フェアを実施するとともに、就労体験事業を創設するなど、常に事業の見直しを行ってきました。また、福祉部門、人権部門、関係機関と連携するとともに、それぞれに強みを活かした就労支援を展開し、就職困難者が活用できるメニューの充実に努めています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
資格取得・技能習得のための支援	ひとり親家庭の保護者を対象に、パソコン等の技能習得のための講座を実施しています。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助しています。

(エ) 経済的支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
生活保護世帯の高校生に対する生業扶助の支給	生活保護世帯において、高校生の生業扶助が必要な場合に支給しています。
利用者負担額の「みなし寡婦（夫）控除」の適用	平成27(2015)年度から、子ども・子育て支援新制度の給付対象となっている施設の保育料について、税法上の寡婦（夫）控除が適用されない非婚のひとり親世帯に対しても利用者負担額の「みなし寡婦（夫）控除」の適用をすることで、経済的負担の軽減を図っています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
ひとり親家庭への福祉資金の貸付	生活資金や修学資金を貸し付けることで、ひとり親家庭の経済的自立等を図ることができています。



② 子どもの貧困に関する指標の進捗状況

『未来はかえられる』子どもの貧困対策』において設定した指標、及び平成27(2015)年度時点と平成30(2018)年度時点の数値の変化については下記の表に示したとおりです。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、平成27(2015)年度と平成30(2018)年度では大きな変化はなく、また国の割合との差はほとんどありません。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率については、平成27(2015)年度は、国に比べ本市の割合が高くなっていましたが、平成30(2018)年度の中退者はいませんでした。

生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、平成27(2015)年度・30(2018)年度とも、国の割合が3割台となっているのに比べ、本市の割合は50%を超えています。一方、高等学校等卒業後、就職する割合は、平成30(2018)年度は、平成27(2015)年度に比べ上昇しているものの、国の割合を10ポイント以上低くなっています。

【「『未来はかえられる』子どもの貧困対策』における指標の進捗状況】

指標の項目	平成27(2015)年度			平成30(2018)年度		
	茨木市全体	茨木市	国	茨木市全体	茨木市	国
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	98.95%	91.84%	92.80%	99.70%	89.47%
①全日制	92.08%	57.10%	67.60%	94.27%	52.63%	
②定時制	2.00%	16.30%	11.50%	0.61%	10.53%	
③通信制	2.61%	4.10%	5.10%	2.73%	10.53%	
④中等教育学校後期課程	0.00%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	
⑤特別支援学校高等部	1.09%	8.20%	4.90%	1.21%	10.53%	
⑥高等専門学校	0.34%	0.00%	0.70%	0.42%	0.00%	
⑦専修学校の高等課程	0.83%	6.10%	0.90%	0.46%	5.26%	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		10.37%	5.30%		0.00%	4.10%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		56.70%	32.90%		55.00%	36.00%
大学等		36.70%	19.20%		45.00%	
専修学校等		20.00%	13.70%		10.00%	
生活保護世帯に属する子どもの就職率						
中学校卒業後の進路		0.00%	2.50%		0.00%	
高等学校等卒業後の進路		26.70%	46.10%		30.00%	



指標の項目	平成 27(2015) 年度			平成 30(2018) 年度		
	茨木市 全体	茨木市	国	茨木市 全体	茨木市	国
	児童養護施設の子どもの進学率及び就職率（中学校卒業後）					
進学率①～⑥ （国：高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）	98.12%	100.00%	96.60%	99.24%	100.00%	95.80%
就職率		0.00%	2.10%		0.00%	
ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率（中学校卒業後）						
進学率①～⑥ （国：高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）	98.12%	95.43%	93.90%	99.24%	96.89%	96.30%
就職率		2.16%	0.80%		0.62%	
不登校率						
小学生	0.28%		0.37%	0.24%		
中学生	2.28%		2.82%	2.93%		
将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合* ¹						
小学生	85.7%		86.5%	85.1%		85.1%
中学生	70.2%		71.7%	70.0%		72.4%
朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合* ¹						
小学生	96.3%		95.6%	95.1%		94.5%
中学生	93.7%		93.5%	92.7%		91.9%
家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合* ¹						
小学生	62.4%		62.8%	63.6%		67.6%
中学生	51.8%		48.8%	52.6%		52.1%

は参考指標として追記掲載（第4期計画から新たな指標として設定）

・*1：茨木市の数値は、平成30(2018)年度全国学力・学習状況調査。

【平成27(2015)年度】

- ・茨木市(生活福祉課)の数値及び茨木市全体の数値並びに国の数値は、平成27(2015)年4月1日現在。
- ・茨木市(学校教育推進課)及び国の数値は、平成28(2016)年5月1日現在。国の数値は、平成27(2015)年5月1日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成27(2015)年度」の数値。国は「通信制を含まない平成27(2015)年度」の数値。

【平成30(2018)年度】

- ・茨木市(生活福祉課)の数値及び茨木市全体の数値は、平成31(2019)年4月1日現在。
- ・茨木市(学校教育推進課)の数値は、令和元(2019)年5月1日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成30(2018)年度」の数値。



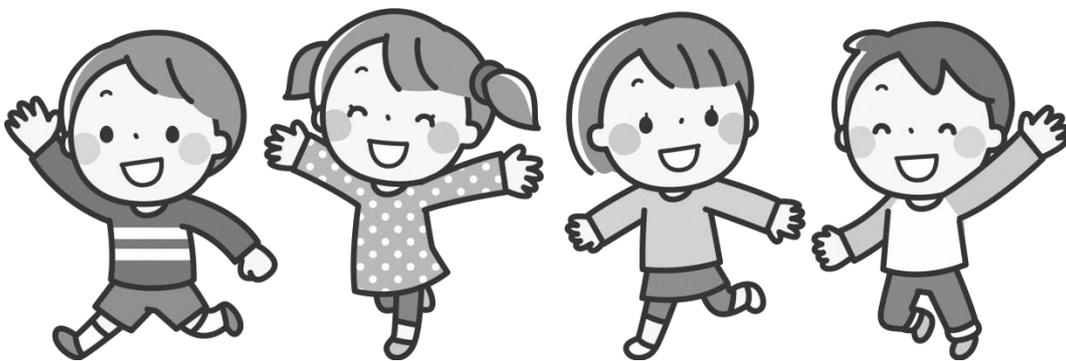
(3) 子どもの貧困対策に関する計画策定の趣旨

貧困の問題は、経済的な要因だけでなく、保護者の病気や家庭の教育力・養育力不足、障害や配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面している場合が少なくありません。

このような認識のもと、本市では様々な対策に取り組んできましたが、子どもの貧困問題は大きく社会問題化し、一層深刻化する様相を示しています。

生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざして、子どもの貧困対策を一層充実し、関係機関等が連携して総合的に推進することが求められています。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」を本計画に包含し策定するものです。





第2節 子どもの貧困対策に関する新たな方向性

1 子どもの貧困対策に関する国の基本的な方針

国は、改正法を踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。令和元年（2019年）10月時点）において、4つの取組の分野（「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」）に横断的な基本方針を次のとおり示しています。

■分野横断的な基本方針

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

また、大綱では、分野ごとの基本方針として、次の4つを示し、「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進めること」と「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこと」を加えて貧困対策に取り組むこととしています。

■分野ごとの基本方針

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

※上記は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえた、「子供の貧困対策に関する大綱」で示されている内容です。



2 本市の子どもの貧困対策の取組の方向性

国の子どもの貧困対策に関する基本的な方針や考え方を踏まえ、次のとおり本市の取組の方向性と考え方を示します。

(1) 教育の支援

① スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の推進

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが専門のスタッフとして活動ができる勤務体制や環境等の工夫など、学校において機能する取組を推進します。このような体制構築等を通じて、CSW、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の福祉部門や学童保育と教育委員会・学校等との連携強化を図り、課題のある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

② 学校教育による学力保障と相談体制の充実

学校と市教育委員会が、「茨木っ子プラン 22」から始まる計 11 年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向上しています。今後、次期プランにおいても更なる取組を推進します。

また、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。

③ 地域に開かれた学校プラットフォームの推進

学校が地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとして有効に機能するために、乳幼児期からの子どもの情報が小学校へ確実に引き継がれるとともに、学校内に存在する子どもやその家庭の様々な情報を総合的に利活用できる仕組みづくりに取り組みます。

④ 高校中退予防の取組

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、義務教育段階の情報が高校教育段階へつながり、継続的な支援が可能となるような体制をつくり、高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援を行います。

⑤ 就学支援の推進

家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ります。

また、高校奨学金（入学支度金）の支給額について、国の教育費調査・府の



奨学のための給付制度を踏まえ、保護者負担額を算出したうえで、定期的に支給額の見直しを行います。

⑥ 配慮を要する子どもへの支援

外国人の子ども等について、高等学校等への進学が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

また、支援学級等に在籍する児童生徒について、支援学級等就学奨励費が必要な世帯に活用されるよう周知を図ります。

⑦ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活困窮世帯に対して、進学へ向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等の情報提供を行います。

なお、生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学するときは、入学準備金、教材費等を給付します。高校生の就労収入のうち、保護者から支給されない就学のための経費や、就労や早期の保護脱却に資するものとして特に自立助長に効果的と認められる経費は、収入認定しない取扱とします。

また、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。この場合、子どもが出身所帯と同居して通学する場合は、通学期間中に限り子どもを世帯分離して就労指導の対象外とし、子どもの減員に伴う当該世帯の住宅扶助額の減額は行わないこととします。

⑧ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施します。

⑨ 生活保護・ひとり親世帯等の学習・生活支援

貧困の連鎖を防止し、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、貧困に負けない生きる力を育むことを目的に、生活保護世帯やひとり親家庭等の中学生を対象に、教育委員会や中学校等と連携し、学習支援や進路選択・進学費用、生活等に関する相談・支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

① 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

安心して子育てができるよう切れ目のない支援をめざし、子育て世代包括支援センターとして、こども健康センターと子育て支援総合センターの2か所で



相談支援を行っています。妊娠の届出、母子健康手帳の交付時の保健師、助産師の面談、医療機関への受診状況等により把握された若年妊婦、自らの子どもの養育を希望する未婚の妊婦、支援を必要とするひとり親家庭等の困難な問題を抱える特定妊婦等に、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等が中心となり、地域の関係機関の連携の下に妊娠期からの継続した生活全般の適切な相談支援を行います。

② 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関へつなぎます。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要なものに対し、就労準備支援を実施します。加えて、生活困窮及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

③ 保護者の育児負担の軽減

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を、保育所等での一時預かりや子育て支援総合センター、地域子育て支援拠点などの一時保育で預かります。

また、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一時的に子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施します。

④ 生活保護世帯等の食育支援

平成30(2018)年度に実施したアンケートによると、生活保護世帯の子どもたちは、朝食の欠食や野菜の摂取不足があり、適切な食習慣が確立していない傾向が見られます。このため、生活習慣病発症のリスクが高く、発症後は重症化しやすくなると考えられます。このことから、子ども時代にバランスのとれた食事について理解するとともに、調理に興味を持ち、簡単に料理ができることによって将来の生活習慣病の発症を予防する取組を進めます。

⑤ 住宅に関する支援

ひとり親世帯への住宅支援として、公営住宅において優先入居枠を設けるほか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度において、転宅資金や住宅資金（修繕・保全）の貸付等を実施します。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進や入居支援に向けた居住支援法人の活用等により、子育て世帯の居住の安定を支援していきます。

生活困窮世帯に対しては、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に住宅確保給付金を支給します。また、緊急一時保護施設（シェルター）退所



者や地域から孤立し住宅を失うおそれのある方に対し、一時支援事業や居宅における一定期間の訪問による見守りや生活の支援を行います。

⑥ 社会的養育の体制整備

児童養護施設や里親等に措置された児童に対し、措置後も社会的自立に困難を来さないよう、寄り添った支援・取組について検討します。

また、子どもを養育している里親・養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行います。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため広報等啓発の充実を図ります。

⑦ ひとり親支援に係る相談体制の充実、事務手続きの負担軽減等

ひとり親家庭の就労相談等に対応するため、毎年8月に実施する児童扶養手当現況届の集中受付期間において、現況届提出者がその場で就労相談ができる窓口をハローワークと連携し設置します。

また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用し、添付書類の省略に努めます。

⑧ 生活困窮者自立支援制度とひとり親施策の連携

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応するひとり親自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながる体制の充実を図ります。

⑨ 相談職員の資質向上

生活困窮者及び生活保護世帯への支援については、支援にあたる職員や相談員等の資質の向上を図るため研修を実施します。

また、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応するひとり親自立支援員の質を確保するため、研修会等へ参加し専門性の向上を図ります。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① ひとり親家庭の保護者の仕事と家庭の両立

保護者の仕事と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に利用可能な、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を推進するほか、ファミリー・サポート・センターの利用補助事業を実施します。



② ひとり親家庭の保護者への就労支援

就職に有利となる資格の取得等を促進し、生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給するほか、求職活動中又は就業中でスキルアップをめざす方を対象に、必要な技能と知識を習得することにより、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的に研修講座を実施します。

③ 就労機会の確保

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の方への支援等きめ細かい支援を実施します。また、生活保護を脱却するためのインセンティブの強化及び保護脱却後の生活の安定に資するよう、就労による保護脱却時に就労自立支援給付金の支給を行います。

(4) 経済的支援

① 児童扶養手当制度の着実な実施

平成28(2016)年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30(2018)年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引き上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施します。さらに、令和元(2019)年11月からの支払回数年3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努めます。

② 養育費等の確保の推進

養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩みについて相談・支援の充実を図るため、ひとり親家庭等の問題に精通する弁護士等による無料法律相談を引き続き実施するほか、国が委託にて運営している「養育費相談支援センター」と適切に連携を行います。

③ 寡婦(夫)控除のみなし適用の推進

婚姻歴の有無により寡婦(夫)控除が受けられないひとり親に対し、負担の軽減を図るため、保育料をはじめとする子ども・子育て等に関連する事業の寡婦控除等のみなし適用を引き続き実施します。



第3節 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、「『未来はかえられる』子どもの貧困対策」における指標に加え、国の大綱で示された指標を踏まえ、分野ごとに子どもの貧困に関する指標を次のとおり設定します。

指標の項目	平成 30 (2018) 年度		
	茨木市 全体	茨木市	国
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	99.70%	89.47%
①全日制	94.27%	52.63%	
②定時制	0.61%	10.53%	
③通信制	2.73%	10.53%	
④中等教育学校後期課程	0.00%	0.00%	
⑤特別支援学校高等部	1.21%	10.53%	
⑥高等専門学校	0.42%	0.00%	
⑦専修学校の高等課程	0.46%	5.26%	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		0.00%	4.10%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		55.00%	36.00%
大学等		45.00%	
専修学校等		10.00%	
児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後） 進学率①～⑥（国：高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）	99.24%	100.00%	95.80%
ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後） 進学率①～⑥（国：高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）	99.24%	96.89%	96.30%
不登校率			
小学生	0.24%		
中学生	2.93%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合			
小学校	93.8%		50.9%
中学校	100.0%		58.4%
スクールカウンセラーの配置率			
小学校	100.0%		67.6%
中学校	100.0%		89.0%



指標の項目	平成 30(2018) 年度		
		茨木市	国
	茨木市 全体		
将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合* ¹			
小学生	85.1%		85.1%
中学生	70.0%		72.4%
朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合* ¹			
小学生	95.1%		94.5%
中学生	92.7%		91.9%
家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合* ¹			
小学生	63.6%		67.6%
中学生	52.6%		52.1%
ひとり親家庭で、養育費を受け取っていない子どもの割合* ²		84.1%	80.0%

【平成 30(2018) 年度】

- ・イタリック体（斜字）は生活福祉課の数値で、平成 31(2019) 年 4 月 1 日現在。
- ・下線は学校教育推進課の数値で、令和元(2019) 年 5 月 1 日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成 30(2018) 年度」の数値。
- ・* 1：茨木市の数値は、平成 30(2018) 年度全国学力・学習状況調査。
- ・* 2：国の数値は、平成 28(2016) 年度全国ひとり親世帯等調査。





第4節 子どもの貧困対策に関する施策の展開

「子どもの貧困対策に関する新たな方向性」を踏まえ、子どもの貧困に関する指標を改善することをめざして、必要な施策を展開していきます。

子どもの貧困対策に関わる施策については、第4章の次世代育成支援施策及び第6章の子ども・子育て支援事業を合わせて総合的に推進します。

この節では、子どもの貧困対策計画として生活困窮の世帯（子ども）に特化して展開する施策（事業）及び、次世代育成支援施策等において貧困対策に資する事業を再掲として示します。

1 教育の支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課				
5001	生活保護世帯に対する教育扶助の支給	生活保護受給者において、教育扶助が必要な場合に支給します。	継続	生活福祉課				
5002	生活保護世帯の高校生に対する生業扶助の支給	生活保護受給者において、高校生の生業扶助が必要な場合に支給します。	継続	生活福祉課				
5003	ゆめ実現支援事業	奨学金に関する説明会や個別相談会の実施、奨学金冊子の配布を通して、きめ細かく奨学金に関する情報提供を行います。	継続	学校教育推進課				
					【評価指標(目標値)】			
						単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
					奨学金説明会・個別相談の実施	件	239	240
	新規相談件数	件	150	150				
事業No.	再掲事業							
1239	子ども・若者支援地域協議会							
1306	学力向上							
1307	体力向上							
1309	就学援助							
1310	奨学金（入学支度金）の支給							
1312	小・中学生及びその保護者に対する教育相談							
1314	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置							
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付（子）							
2213	支援学級等就学奨励							
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援							



2 生活の安定に資するための支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課												
5004	生活困窮者自立支援事業	<p>経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、対象者とともに自立に向けた具体的な支援プランを作成し、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援を行います。</p> <p>【評価指標(目標値)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>平成30年度(2018年度)</th> <th>令和6年度(2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>件</td> <td>459</td> <td>538</td> </tr> <tr> <td>相談実績(支援実績延べ回数)</td> <td>回</td> <td>2,943</td> <td>4,117</td> </tr> </tbody> </table>		単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)	相談受付件数	件	459	538	相談実績(支援実績延べ回数)	回	2,943	4,117	継続	相談支援課
				単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)										
			相談受付件数	件	459	538										
			相談実績(支援実績延べ回数)	回	2,943	4,117										
5005	いのち・愛・ゆめセンター総合相談	生活全般に係る課題に応じ、関係機関と連携した包括的・継続的な助言・指導を実施します。	継続	人権・男女共生課												
					5006	生活保護世帯に対する健康管理支援	生活保護受給者において、健康管理支援が必要な場合に実施します。	継続	生活福祉課							
										5007	生活保護世帯の小中学生と養育者に対する食育支援の実施	生活保護世帯の子ども(小学校高学年~中学生)とその養育者を対象に、管理栄養士、保健師、ケースワーカーによる家庭訪問と子ども(ユースプラザ利用者を含む)への健康教育(調理実習を含む)を実施し、子どもたちがバランスの良い食事について理解し、調理する力をつけ、将来生活習慣病になることを予防します。	新規	生活福祉課		
5008	こども食堂への支援	子どもに家庭的な雰囲気のある食事と学習や交流の場を提供する団体を支援します。	新規	こども政策課												
					<p>【評価指標(目標値)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>平成30年度(2018年度)</th> <th>令和6年度(2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども食堂か所数</td> <td>か所</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)						こども食堂か所数	か所
	単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)													
こども食堂か所数	か所	14	20													



事業No.	再掲事業
1108	産前・産後ホームヘルパー派遣
1111	子育て世代包括支援
1224	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）及び4～12か月児親子交流（赤ちゃんと保護者の交流会「あかちゃんあそぼ」）
1225	養育支援家庭訪問
1226	地域子育て支援拠点の整備・運営支援
1227	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
1230	一時預かり（一時保育）
1326	ユースプラザの運営
1402	子ども・若者自立支援センター
2101	ひとり親家庭の相談・支援
2102	ひとり親家庭への情報提供
2104	ひとり親家庭の保育所の優先入所
2105	学童保育室の優先入室
2106	母子生活支援施設への入所受入
2109	学習・生活支援
2301	児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施
2302	面前DVの防止及び被害者の支援
4201	包括的支援体制の推進
4202	子育て支援団体のネットワーク化
4205	民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動支援



3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課	
5009	生活困窮者自立支援事業における就労支援	ハローワークと連携を図り、就職活動に不安や課題のある方に対して就労支援を行います。	継続	相談支援課	
		【評価指標(目標値)】			
			単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)
		就労支援対象者数	人	64	162
5010	生活困窮者自立支援事業における就労準備支援	庁内職場実習やスマイルオフィスでの支援を通して、就労意欲と作業スキルの向上を図りながら、就労に向けて段階的な支援を行います。	継続	相談支援課	
		【評価指標(目標値)】			
			単位	平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)
		庁内職場実習利用者数	人	24	60
		スマイルオフィス利用者数	人	7	10
事業No.	再掲事業				
1403	就職サポート				
2110	資格取得・技能習得のための支援				
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付(親)				



4 経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課	
5011	非婚のひとり親世帯における「みなし寡婦（夫）控除」の適用	利用者負担額について「みなし寡婦（夫）控除」を適用することにより、非婚のひとり親世帯の経済的負担の軽減を図ります。	継続	保育幼稚園事業課	
		【評価指標（目標値）】			
			単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
		適用件数	件	10	10
		適用人数	人	7	10
5012	大学奨学金利子補給	市民が大学等を卒業した後に抱える奨学金返済の負担を軽減し、若者の市内への流入と定住促進を図るため、奨学金の利子相当額（上限2万円）を10年間給付します。	継続	こども政策課	
		【評価指標（目標値）】			
			単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
		継続受給率	%	77	75※
※今後、最大10年間給付する中で、奨学金の完済や転出などを理由に、継続受給者が減少するため。					
事業No.	再掲事業				
1109	入院出産の助成				
1228	ファミリー・サポート・センター（ひとり親世帯に対する利用補助）				
2111	児童扶養手当				
2112	ひとり親家庭の医療費の助成				
2114	特別割引制度の周知				